# 新潟市アグリパーク 募集要項添付資料 (資料編)

新潟市 農林水産部 食と花の推進課

電 話 025-226-1794 (直通)

FAX 025-226-0021

E-mail shokuhana@city.niigata.lg.jp

### 新潟市アグリパーク条例 (平成24年7月2日条例第50号)

最終改正:平成24年7月2日条例第50号

改正内容:平成24年7月2日条例第50号[平成26年6月28日]

○新潟市アグリパーク条例

平成24年7月2日条例第50号

新潟市アグリパーク条例

(設置)

第1条 市民が農業に触れ、及び親しむ場並びに農業を学ぶ場を提供することにより、地域の農業に対する理解を深め、もって郷土愛を育むことを目的として、並びに市内の生産者等に対する食品の加工等に関する技術的支援を行うことにより、農業の振興に資することを目的として、新潟市アグリパーク(以下「アグリパーク」という。)を新潟市南区東笠巻新田3044番地に設置する。

(事業)

- 第2条 アグリパークは、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。
  - (1) 農業の体験及び農業に関する学習の場を提供すること。
  - (2) 本市の農業に関する情報を提供すること。
  - (3) 地域の農産物のプロモーションを展開すること。
  - (4) 食品の加工,商品の開発等に関すること。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか,前条に規定する目的を達成するために必要な事業 (施設)
- 第3条 アグリパークに、次に掲げる施設を置く。
  - (1) 農場
  - (2) 多目的ルーム
  - (3) 情報発信コーナー
  - (4) 直売所
  - (5) 食堂
  - (6) 宿泊施設
  - (7) 食品加工支援施設

(休館日及び開館時間)

- **第4条** アグリパークの休館日及び開館時間は,第15条に規定する指定管理者(第3項において「指定管理者」という。)が市長の承認を受けて定める。
- 2 前項の承認の基準は、アグリパークの利用の状況、アグリパークを利用するものの便宜等を勘案して、市長が別に定める。
- 3 市長及び指定管理者は、第1項の規定により指定管理者がアグリパークの休館日及び開館時間を定めた場合は、速やかに、 これらをインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。 (利用の許可)
- **第5条** 直売所又は食堂を営業のために利用しようとするもの及び宿泊施設を利用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を 受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、同様とする。

(利用の制限)

- 第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の許可をしない。
  - (1) 直売所, 食堂又は宿泊施設(以下「直売所等」という。)の利用の目的又は内容が公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められる場合
  - (2) 直売所等の利用の内容又は方法がアグリパークの施設又は設備を損傷し、汚損し、又は亡失するおそれがあると認められる場合
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、直売所等の管理上支障があると認められる場合

(利用の取止めの申出)

**第7条** 第5条の許可を受けたもの(以下「利用者」という。)は、直売所等の利用を取り止めようとする場合は、市長にその旨を申し出なければならない。

(許可外の利用の禁止)

- **第8条** 利用者は、直売所等をその許可を受けた目的以外の目的に利用し、又は第三者に利用させてはならない。 (特別の記集の記录)
- **第9条** 第5条の許可(宿泊施設の利用に係るものを除く。)を受けたものは、直売所又は食堂の利用に際し特別の設備をしようとする場合は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 (行為の制限)
- **第10条** 利用者及びアグリパークの入場者(以下「利用者等」という。)は、アグリパーク内において、次に掲げる行為をしてはなら

- ない。ただし、第1号に掲げる行為のうちアグリパークの農作物又は植物(以下「農作物等」という。)を採取する行為及び第4号に 掲げる行為については、市長の許可を受けた場合は、この限りでない。
  - (1) アグリパークの農作物等を採取し、損傷し、又は汚損すること。
  - (2) アグリパークの施設又は設備を損傷し、汚損し、又は亡失すること。
  - (3) 指定された場所以外の場所で火気を使用すること。
  - (4) 物品の販売その他これに類する行為をすること。
  - (5) 他人に迷惑をかける行為をすること。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長がアグリパークの管理上支障があると認める行為をすること。 (許可の条件)
- 第11条 市長は、この条例の規定による許可にアグリパークの管理のため必要な範囲内において条件を付けることができる。 (許可の取消し等)
- **第12条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するものに対し、この条例の規定による許可を取り消し、この条例の規定による許可に付けた条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくはアグリパークからの退去を命ずることができる。
  - (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反しているもの
  - (2) この条例の規定による許可に付けた条件に違反しているもの
  - (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けたもの
- 2 市長は、アグリパークの管理上又は公益上の理由により特に必要があると認める場合は、利用者等に対し、前項に規定する処分をすることができる。

(原状回復)

- 第13条 利用者等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに原状に回復しなければならない。
  - (1) 第5条の許可を受けてする直売所又は食堂の利用を終了した場合
  - (2) この条例の規定による許可を取り消された場合
  - (3) 行為の中止を命ぜられた場合
  - (4) アグリパークからの退去を命ぜられた場合
- 2 市長は、前項の規定による原状回復について必要な措置を命ずることができる。

(損害賠償)

- 第14条 利用者等は、アグリパークの農作物等を第10条ただし書の許可なくして採取し、若しくは損傷し、若しくは汚損し、又はアグリパークの施設若しくは設備を損傷し、汚損し、若しくは亡失した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認める場合は、賠償額の全部又は一部を免除することができる。
  - (指定管理者による管理)
- **第15条** 市長は、アグリパークの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3 項の規定により、法人その他の団体であって、市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にアグリパークの管理を行わせる。

(指定管理者の指定の手続)

- 第16条 アグリパークの指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により申請をしたもののうち、提出された事業計画書等により、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを、アグリパークの指定管理者とするものとする。
  - (1) アグリパークの平等利用が確保されること。
  - (2) アグリパークの効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
  - (3) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

(指定管理者の業務の範囲)

- 第17条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。
  - (1) この条例の規定による許可に関する業務
  - (2) 第2条に規定する事業の実施に関する業務
  - (3) 第12条の規定による退去等の命令に関する業務
  - (4) 第13条第2項の規定による原状回復について必要な措置の命令に関する業務
  - (5) アグリパークの農作物等、施設及び設備の維持管理に関する業務
  - (6) その他アグリパークの管理上, 市長が必要と認める業務

(利用料金)

- 第18条 利用者は、直売所等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。
- 2 利用料金は、別表に定める額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。
- 3 利用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入とする。 (利用料金の免除)
- **第19条** 指定管理者は、特別の事由があると認める場合は、利用料金の全部又は一部を免除することができる。 (利用料金の不還付)
- **第20条** 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、特別の事由があると認める場合は、利用料金の全部又は一部 を還付することができる。

(利用料金の免除及び還付の基準)

**第21条** 第19条の規定による免除及び前条ただし書の規定による還付に関する基準及び手続は、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

(秘密を守る義務)

- **第22条** 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 (個人情報の取扱い)
- **第23条** 指定管理者は、個人に関する情報(以下「個人情報」という。)の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定管理者の役員及び職員は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。 その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

### 附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。(平成26年新潟市規則第6号で同26年6月28日から施行)
  - (1) 附則第3項の規定 公布の日
  - (2) 第15条から第17条まで, 第22条, 第23条及び次項の規定 平成26年4月1日 (準備行為)
- 2 アグリパークの休館日及び開館時間を定める行為、直売所等の利用の許可、取止めの申出及び許可の取消し、利用料金の額並びに免除及び還付の基準を定める行為並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、この条例の規定の例により行うことができる。
- 3 指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行(附則第1項第2号の規定による施行をい う。)前においても、この条例の規定の例により行うことができる。

# 新潟市アグリパーク条例 新潟市例規集(新潟県)

### 別表(第18条関係)

1 直売所及び食堂の利用料金

利用料金の上限額	
売上金額(消費税額及び地方消費税額に相当する額を含む。)に100分の30を乗じて得た額	

2 宿泊施設の利用料金

区分	利用料金の上限額(1人1泊につき)
一般	5,000円
小学生·中学生	3,000円
一般及び小学生・中学生以外の者	無料

### 備考

- 1 この表において「一般」とは、小学生・中学生以外の者で15歳以上のものをいう。
- 2 この表において「小学生・中学生」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校、中等教育学校 の前期課程及びこれらに準ずる学校の児童及び生徒をいう。

### 新潟市アグリパーク条例施行規則 (平成25年3月22日規則第25号)

最終改正:平成25年3月22日規則第25号

改正内容:平成25年3月22日規則第25号[平成26年6月28日]

○新潟市アグリパーク条例施行規則

平成25年3月22日規則第25号

新潟市アグリパーク条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟市アグリパーク条例(平成24年新潟市条例第50号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(直売所又は食堂の利用の許可の期間)

- **第2条** 直売所又は食堂に係る条例第5条の許可の期間は、10年を超えない範囲内において指定管理者が定める。 (利用の許可の手続)
- 第3条 条例第5条前段の規定による直売所又は食堂の利用の許可を受けようとするものは、指定管理者が定める期間内に、指定管理者が定める利用許可申請書に営業計画書その他指定管理者が定める書類を添えて、指定管理者に提出しなければならない。
- 2 指定管理者は、前項の規定による申請をしたもののうち、条例第1条に規定する目的の達成に最も資すると認められるものに 条例第5条前段の規定による直売所又は食堂の利用の許可をするものとする。
- 3 指定管理者は、条例第5条前段の規定による直売所又は食堂の利用の許可をした場合は、指定管理者が定める利用許可書を交付するものとする。
- 4 条例第5条前段の規定による宿泊施設の利用の許可を受けようとするものは、指定管理者が定めるところにより申請しなければならない。

(利用の変更の許可の手続)

- **第4条** 条例第5条後段の規定による直売所又は食堂の利用の変更の許可を受けようとするものは、指定管理者が定める利用変更許可申請書に変更後の営業計画書その他指定管理者が定める書類を添えて、指定管理者に提出しなければならない。
- 2 指定管理者は、前項の規定による申請があった場合において、条例第5条後段の規定による直売所又は食堂の利用の変更の許可をしたときは、指定管理者が定める利用変更許可書を交付するものとする。
- 3 条例第5条後段の規定による宿泊施設の利用の変更の許可を受けようとするものは、指定管理者が定めるところにより申請しなければならない。

(利用許可書等の携帯等)

**第5条** 直売所又は食堂に係る条例第5条の許可を受けたものは、当該許可に係る直売所又は食堂の利用をする場合は、第3条 第3項の利用許可書又は前条第2項の利用変更許可書を携帯し、指定管理者から提示を求められた場合は、これを提示しなければならない。

(利用の取止めの申出の方法)

- **第6条** 条例第7条の規定による直売所又は食堂の利用の取止めの申出は、指定管理者が定める利用取止申出書に指定管理者が定める書類を添え、これを指定管理者に提出して行うものとする。
- 2 条例第7条の規定による宿泊施設の利用の取止めの申出は、指定管理者が定めるところにより行うものとする。 (届出)
- 第7条 条例第5条の許可を受けたもの及び新潟市アグリパーク(以下「アグリパーク」という。)の入場者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、その旨を指定管理者に届け出なければならない。
  - (1) アグリパークの農作物又は植物を損傷し、又は汚損した場合
  - (2) アグリパークの施設又は設備を損傷し、汚損し、又は亡失した場合
  - (3) アグリパークにおいて災害その他事故が発生した場合

(指定管理者の指定の申請)

- **第8条** アグリパークの指定管理者の指定を受けようとするものは、別記様式による指定管理者指定申請書により、市長に申請しなければならない。
- 2 条例第16条第1項の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 定款, 寄附行為又はこれらに準ずるもの
  - (2) 役員名簿
  - (3) 経営状況に関する書類
  - (4) 納税を証する書類
  - (5) その他市長が必要と認める書類

(売上金額の報告)

第9条 直売所又は食堂に係る条例第5条の許可を受けたものは、指定管理者が定めるところにより、条例別表1の表に規定する

## 新潟市アグリパーク条例施行規則 新潟市例規集(新潟県)

売上金額を指定管理者に報告しなければならない。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附則

(施行期日)

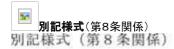
1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。(施行の日=平成26年6月28日)

(準備行為)

2 条例附則第2項に規定する直売所、食堂又は宿泊施設の利用の許可及び取止めの申出並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても、第2条から第4条まで及び第6条の規定の例により行うものとする。この場合において、前項ただし書に規定する規定の施行の日から条例附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第2条から第4条まで及び第6条の規定中「指定管理者」とあるのは、「市長」とする。

(新潟市アグリパークの指定管理者の指定の申請に関する規則の廃止)

3 新潟市アグリパークの指定管理者の指定の申請に関する規則(平成24年新潟市規則第76号)は、廃止する。



新潟市アグリパーク指定管理者指定申請書

年 月 日

(宛先) 新潟市長

所在地

申請者 名称及び代表者の氏名

電話番号

新潟市アグリバークの指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

# 新潟市アグリパーク施設配置図



